

組合員の皆さまへ 公立学校共済組合とは

公立学校の職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を目的とした組合です。職員の皆さまは採用されると同時に当組合の組合員となりさまざまな福利厚生事業に参加できます。
公立学校共済組合の財源と各事業の紹介をしていますので、お役立てください。

掛金・保険料・負担金のしくみ

組合員の皆さまの給料や期末手当等から控除される掛金・保険料（短期・介護・厚生年金・退職）と地方公共団体等からの負担金は、共済組合のさまざまな事業や介護保険制度のために使われています（予算概要（P10）の内容とあわせてご覧ください。）。

短期掛金・負担金



主に病気やけがなどのために
（短期給付事業P3参照）

厚生年金保険料・退職掛金・負担金



年金の支給のために
（長期給付事業下記参照）

介護掛金・負担金



介護保険制度の財源として

長期給付事業

●公的年金制度

3階

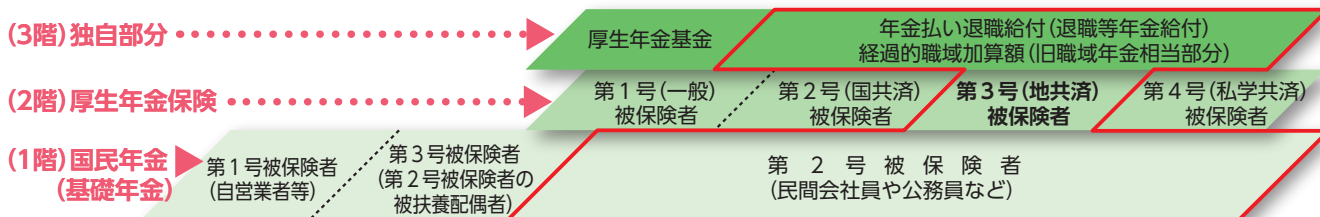
平成27年10月以降の組合員期間については「年金払い退職給付（退職等年金給付）」として、平成27年9月までの組合員期間については「経過的職域加算額」として支給します。

2階

被用者（国民年金第2号被保険者）のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。厚生年金保険の被保険者は、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4つに区分され、実施機関も異なります。老齢厚生年金は、区分ごとにそれぞれの期間について年金額を決定します（国共済・地共済は最終実施機関でまとめて決定）。

1階

全国民に共通の制度で、基礎年金を支給します。



※「短期組合員」は「第1号厚生年金被保険者」となり、3階部分は適用されません。

●給付の種類

厚生年金保険給付	老齢厚生年金	受給資格期間が10年以上ある者に65歳から支給されます。支給開始年齢については、生年月日に応じて、60～64歳の経過措置があります。
	障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定以上の障害の状態にあると認定されたときに支給されます。
	障害手当金	障害厚生（共済）年金が決定されるほどではないが、厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態にあると認定されたときに支給されます（他の年金の受給権がある者を除く）。初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）が必要です。
	遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生（退職共済）年金や障害厚生（共済）年金（障害等級1、2級）の受給者又は受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。
年金払い退職給付	退職年金	平成27年10月以降、1年以上の引き続き組合員期間がある者に、給付算定基礎額に基づき、給付の半分は終身年金、半分は有期年金として、65歳から支給されます。
	公務障害年金	平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある者について、公務による傷病（通勤災害を除く）により障害の状態になったときに、障害の状態である間支給されます。
	公務遺族年金	平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務による傷病（通勤災害を除く）により亡くなったときに、遺族に支給されます。

短期給付事業（共済組合における医療保険）



組合員や被扶養者の皆さまが公務によらない病気やケガをしたときや、出産、死亡、休業等したときに次の給付が受けられます。請求手続きが不要な給付と請求手続きが必要な給付があります。

給付事由の生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなりますのでご注意ください。

●短期給付一覧（令和7年4月1日現在）

給付区分	給付名（※）	概 要
自動給付 （請求手続きが不要）	療養の給付 家族療養費	公務によらない病気やけがで病院にかかったときに給付 医療費の7割 ＊6歳に達する日以後の年度末まで：医療費の8割 ＊70歳以上（現役並み所得者を除く）：医療費の8割
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	同一月、同一医療機関での医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに給付 一般所得者：自己負担額から25,000円を控除した額（100円未満端数切捨） 上位所得者：自己負担額から50,000円を控除した額（100円未満端数切捨） ＊一般所得者：標準報酬月額530,000円未満 上位所得者：標準報酬月額530,000円以上（同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、控除額が変わります）
	高額療養費	同一月、同一医療機関での医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに給付 自己負担限度額は標準報酬月額により異なる 83万円以上：自己負担額－（252,600＋（医療費－842,000）×1/100） 53万円以上83万円未満：自己負担額－（167,400＋（医療費－558,000）×1/100） 28万円以上53万円未満：自己負担額－（80,100＋（医療費－267,000）×1/100） 28万円未満：自己負担額－57,600 （同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合、合算した額に自己負担限度額を適用）
請求手続きが必要な給付	療養費 家族療養費	「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を提示できずに医療機関等を受診、海外での治療、治療用装具を購入したとき等に給付 給付額は療養の給付と同じ
	高額介護合算療養費	1年間の医療保険及び介護保険の自己負担額の合計が一定の額を超えたときに給付
	移送費 家族移送費	医師の指示により緊急に移送された場合で、共済組合が認めたときに給付 給付額は要した費用を標準とする
	出産費〔同附加金〕 家族出産費〔同附加金〕	組合員（被扶養者）が出産（妊娠4か月以上の胎児の分娩）したときに給付 500,000円〔50,000円〕 ＊産科医療補償制度対象外の機関での出産の場合は488,000円〔50,000円〕
	埋葬料〔同附加金〕 家族埋葬料〔同附加金〕	組合員（被扶養者）が死亡（組合員の場合は資格喪失後3か月以内を含む）したときに給付 50,000円〔25,000円〕 ＊組合員が死亡し、被扶養者でない者が請求する場合は、上記の範囲内で埋葬に要した額
	弔慰金 家族弔慰金	組合員（被扶養者）が水震火災その他の非常災害により死亡したときに給付 弔慰金…標準報酬月額 家族弔慰金…標準報酬月額×0.7
	傷病手当金〔同附加金〕	公務によらない病気やけがで勤務できなくなり給料の一部又は全部が支給されないとき 給付額 1日につき 支給開始日以前12か月間の標準報酬月額の平均×1/22×2/3 給付期間 1年6か月、附加給付は6か月 ＊退職後に給付事由が発生した場合は、対象となりません ＊報酬の一部が支給されている場合や受給中の年金がある場合は、給付額の調整を行います
	休業手当金	家族の病気やけがなどの理由により欠勤したときに給付 給付額 1日につき 標準報酬日額×50/100 給付期間 欠勤期間（日数上限あり） ＊報酬の一部が支給されている場合、給付額の調整を行います
	育児休業手当金	育児休業を取得したときに給付 給付額 1日につき 最初の180日：標準報酬月額×67/100（給付上限相当額あり） 180日経過後：標準報酬月額×50/100 給付期間 対象となる子の1歳の誕生日前日まで（一定の要件を満たす場合は延長あり）
	育児休業支援手当金	令和7年4月1日以降、組合員と配偶者の両方が一定期間内（注）にそれぞれ14日以上育児休業を取得したときに給付（注）一定期間：原則、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内 給付額 標準報酬日額の13%相当額（上限あり） 給付期間 28日を超えない期間
	介護休業手当金	介護休業したときに給付 給付額 1日につき 標準報酬日額×67/100（給付上限相当額あり） 給付期間 介護休業の日数を通算して66日を超えない期間 ＊報酬の一部が支給されている場合、給付額の調整を行います
	出産手当金	産前産後休暇を取得したときに給付（給料が支給されている場合は給付なし） 給付額 1日につき 支給開始日以前12か月間の標準報酬月額の平均×1/22×2/3 給付期間 出産以前42日から産後56日 ＊退職後に給付事由が発生した場合は、対象となりません ＊報酬の一部が支給されている場合、給付額の調整を行います
	育児時短勤務をしたとき 育児時短勤務手当金	令和7年4月1日以降に2歳未満の子を養育するために育児時短勤務を開始するときに給付（注）一定期間：原則、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内 給付額 最大で支給対象月に支払われた報酬の1割
	災害に遭ったとき 災害見舞金	住宅・家財が水震火災その他の非常災害により一定以上の損害を受けたときに給付 標準報酬月額×0.5～3（損害の程度による）

（※）組合員…黒字 被扶養者…緑字 組合員・被扶養者共通…青字

保健福祉事業

●特定健診等事業

事業名	対象者
特定健康診査	年度内に40歳から75歳の誕生日を迎えるまでの組合員、被扶養者、任意継続組合員
特定保健指導	

職場の定期健診を受診できる組合員の方は、そちらを受診してね！
受診できない組合員の方（会計年度任用職員等）、被扶養者さんは7月下旬頃に配付する受診券を利用してね。詳しくは7月号を見てね！



●健康管理事業

(対象者…組合員)

事業名		年齢制限	自己負担額等	定員	実施時期	申込期限
人間ドック	宿泊	35歳以上	25,000円	200人	6月～2月	4月25日
	一日	30歳以上	14,000円	15,600人		
	一日 (脳検査付)	50歳以上	22,000円	1,200人		
若年者ドック		30歳未満	3,000円	1,100人	8月～2月	6月20日
骨しょう症検査		40歳以上（女性のみ）	1,000円	500人	8月～2月	6月20日
被扶養配偶者が がん検診助成		40歳以上の被扶養者に 認定されている配偶者	年間で 4,000円を 上限に補助	-	4月1日～ 3月9日	令和8年 3月16日
インフルエンザ 予防接種助成		年齢制限なし	年間で 1,000円を 上限に補助	25,500人	4月1日～ 3月9日	令和8年 3月16日
ストレスドック		年齢制限なし	無料	100人	6月～2月	5月中旬 9月中旬
				年2回に 分けて募集		

締切日を過ぎると
受付できないから
気を付けてね。特
に人間ドックは申
込期限が短いよ！



●身体障害者支援事業

(対象者…組合員・被扶養者)

事業名	概要	実施時期	申込期限
身体障害者 補装具購入費等補助	身体障害者の方が、市町の補助を受けて、義手・義足等の補装具を購入又は修理した場合、認定された自己負担額を補助します。	年間	事由が発生したとき

●記念品事業

(対象者…組合員)

事業名	概要	配付時期	申込期限
銀婚記念品配付	銀婚を迎えられたご夫婦に記念品を配付します。	7月	6月20日
永年組合員記念品配付	25年以上勤務し、銀婚記念品配付を受けずに退職される方に記念品を配付します。	3月	令和8年 2月13日

●研修事業

(対象者…組合員)

事業名	概要
生涯生活設計講座	退職を控えた組合員を対象に、生活設計や各種手続きに関する講座を実施します。
ライフプランセミナー	ライフプランに関する講座を実施します。
メンタルヘルスセミナー	メンタルヘルスに関する講座を実施します。

6～8月ごろに開催時期
や実施方法をお知らせす
る予定なので、皆さんお
見逃しなく！



●保養事業

(対象者…組合員・被扶養者・任意継続組合員)

事業名	概要
宿泊施設利用補助	組合員と被扶養者が宿泊等のため、六甲荘・瑞宝園を利用する場合に、利用料金の一部を補助します。兵庫支部ホームページ（組合員専用ページ）上の補助券発行システムから補助券を各自印刷してご利用ください。 ※利用上限に達した際には、補助事業を終了します。

保健福祉事業の見直しについて

公立学校共済組合兵庫支部では、社会状況の変化にあわせ、組合員の疾病予防や健康増進のためのふさわしい保健事業の在り方について検討するため、令和5年度に組合員を代表する委員等で構成する保健事業検討委員会を設置し、保健事業の見直しを行いました。

それに伴い、以前よりお伝えしていたとおり、以下のように保健福祉事業の見直しを行います。

【令和6年度終了】

脳ドックについて、令和6年度をもって**終了**しました。

※代替措置として1日人間ドックのうち1日人間ドック（脳検査付）の定員を増員します。

※人間ドック全体の定員数は変わりません。



【令和7年度から変更】

以下の事業については、令和7年度から**受診料（自己負担額）を増額**します。

事業名	令和6年度まで	令和7年度から
人間ドック	11,000円	14,000円
人間ドック（脳検査付）	18,000円	22,000円
若年者ドック	2,000円	3,000円

資格取得手続きはお早めに！

資格取得の際、健康保険証の交付はありません。資格取得後の流れや交付物については、P11をご確認ください。速やかな書類の提出及びマイナンバーカードの取得・保険証利用登録にご協力ください。

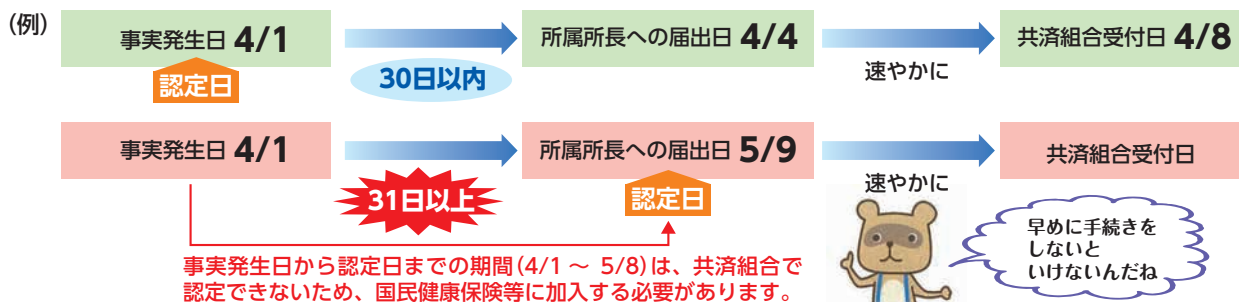
○資格取得の手続き

【組合員】 **〈提出書類〉**「組合員資格届書」・「個人番号報告書」とその届書に記載された書類
組合員となった場合は、所属所を通じて速やかに上記〈提出書類〉の提出をしてください。

【被扶養者】 **〈提出書類〉**「被扶養者に関する申告書」・「個人番号報告書」とその申告書に記載された書類
組合員となった時点で被扶養者の認定要件を備える方がいる場合や、組合員となった後、出生や退職等で被扶養者の認定要件を備える方が生じた場合は、所属所を通じて**事実発生日から30日以内**に認定手続きをしてください。添付書類などの詳細は、所属所の事務担当者へご相談ください。

《被扶養者の認定手続きが遅れた場合》

所属所長への届出が**事実発生日から起算して31日以上経過している場合は、所属所長へ届け出た日が認定日となります**。事実が発生したら速やかに所属所に届出を行い、書類を整えてから共済組合にご提出ください。



上記の**〈提出書類〉**については当支部のホームページに掲載しています。



トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→組合員・被扶養者に関する様式からダウンロードして、使用してください。

※最新の様式でない場合、再提出いただくことになります。